



【開発建設部】

建設分野における特定技能外国人の 受入れに関する説明会を 開催しました

No.8

5月27日に、那覇第二地方合同庁舎二号館において「建設分野における特定技能外国人の受入れに関する説明会」を開催しました。

新たな在留資格「特定技能」の創設などを内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が平成30年12月8日成立し、今年4月より制度開始となりました。

特定技能の在留資格に係る制度は、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みとされており、建設分野もこの制度の対象となっています。

説明会では、国土交通省及び法務

省より、建設分野における外国人材の受入れ状況、受入れ要件などの制度概要などについて説明があり、建設企業、建設業団体などの事業者など約60名が参加しました。

参加者から多数の質疑があり、本制度への期待、関心の高さが感じ取れました。

開発建設部建設産業・地方整備課

☎098-866-1910

